平成21年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会 議事録

日時:平成21年10月5日(月)

午後2時から4時30分まで

場所:宮城県行政庁舎 第一会議室

〇司会

ただいまから、平成21年度第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催します。

本日は、石井山委員、小澤委員、佐藤委員が所用のため欠席されるとの連絡をいただいています。委員の半数以上の出席となり、本委員会は成立いたしますのでご報告いたします。また、事務局に10月1日付けの人事異動がありましたので、御報告申し上げます。これまで、促進委員会を担当しておりました、櫻井が異動しまして、佐々木が担当することになりましたのでよろしくお願いします。

なお、本委員会は公開することとされております。本日は1名の方が傍聴されております。また、傍聴に当たっては、受付時にお渡しいたしました傍聴要領の記載事項を守っていただくようよろしくお願いします。委員の皆様には、後日、議事録につきまして、内容を確認させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、開会にあたりまして、環境生活部次長の菅原から皆様にごあいさつ申し上げます。

〇あいさつ 環境生活部部長(代理:環境生活部次長)

今日は、大変お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

委員の皆様には、日頃のNPO活動に多大なご協力をいただいております。あらためて感謝申し上げます。

今日の促進委員会でございますけども、前回審議をいただきまして、そして皆様からご意見をいただき、修正を加えました、基本計画の第1章、それから第2章、第3章、第4章のご審議いただきますとともに、基本計画の推進体制を定めます第5章の事務局案を今回提示させていただきました。

よろしくご審議をお願いしたいと思います。併せて、忌憚のないご意見をいただければと思います。また、これからのスケジュール、後で詳しく説明ございますけども、来年2月にパブリックコメントを予定してございまして、それまで今日を含めまして、3回ほどこの促進委員会を開催したいと考えております。

この基本計画の見直しにつきましては、今日で一通り内容をご審議いただくということになります。 県といたしましては、NPO活動の促進に向けて、より良い計画を作りたいと考えておりますので、今 後とも皆様方にはご多用のところ、大変ご負担をお掛けすることになりますが、よろしくお願い申し上 げたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

〇司会

それでは議事進行を山田会長にお願いいたします。

① 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第1章について

〇山田会長

皆さんどうもご苦労様です。それでは、今年度4回目の委員会を開催させていただきます。今、議長からお話ありましたように、1章と2章につきましは概ね仕上げのレベルということで、今日もう一度目を通していただいて最終的な御点検をお願いしたいと思います。3章4章につきましては、前回議論していただき、それに対する修正案が出ておりますので、もう一度ご検討いただきます。5章につきましては新たなご提案が出ておりますので検討いただきます。5章につきましては、場合によっては、本格的な検討は次回になろうかと思います。だいたいそのような内容の検討になろうかと思いますのでどうぞよろしくお願いします。それで、4時半には終了したいと思いますが、協議事項は各章5章ありますので、だいたい二時間とちょっと、それから報告事項15分ぐらいということですので、4時半には終われるようにしたいと思っております。それから、3章の終わりあたりになるかもしれませんが、そこで一度休憩時間をとるということで進めていきたいと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、早速1章から、修正箇所等ご説明をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇事務局

それでは、事務局の方からご説明申し上げます。

第1章についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

前回,8月26日の促進委員会でいただいたご意見等により修正した点についてご説明いたします。 資料1の1ページをご覧ください。前回からの追加部分は青表示,削除部分は赤表示しています。

1のNPOを取り巻く情勢の2段落目の「一方で、情報公開制度など・・・」ですが、市民が行政の情報を共有できるのは情報公開だけではないとのご意見をいただきましたので、「など」を加えています。

4段落目の「さらに、平成10年12月に特定非営利活動促進法・・・」の3行目ですが、括弧書きですが、通称:NPO法人となっておりますが、その通称という部分は削除してございます。これに伴い基本計画全体でNPO法人を、通称ではなく、特定非営利活動法人というふうに改めております。

6段落目の「その一方で、NPOは資金・・・」の4行目ですが、公益法人や地縁団体等をNPOとの多様なパートナーシップの相手とすると、これらの団体はNPOではないのかということにもなるとご指摘いただきましたので、この部分を削除しております。

2ページに参りまして、(1)新たな制度の導入の「今後は一般社団法人などもNPO活動の・・・」というところがございますが、これの部分を削除しておりますが、こちらは、もともとしっかりとしたNPO活動を行っている社団法人から見た場合にどういうことかというご意見に基づいて削除しております。

- (2) 財政の悪化と地方分権型社会への対応につきましては、財政悪化と地方分権型社会がひとくくりで説明されていることに違和感があるとのご意見でございましたので、(2) 財政の悪化と(3) 地方分権型社会の進展に分けております。また、この部分で、「財政の厳しさが官民協働を生んでいるが、その質が問題になっている点を記載した方がよい。」というご意見をいただいておりますが、この点に関しましては、協働の質の向上という視点で捉えさせていただきたいと思います。
- (4)個人や企業の社会貢献活動につきましては、「心の豊かさを求める方向へ変化している」とまで言い切って良いのかとのご指摘によりまして、そういった方が多くなっているといった表現に変更しております。
 - (5) 団塊の世代の市民活動への参加の部分については、「定年退職し」に変更しています。

次の青色の部分につきましては、基本計画の対象とするNPOは第2章で説明していますが、第1章でもNPOについての説明が必要とのご指摘によりまして、簡単ではありますが、このように追加いたしました。なお、基本計画の対象とするNPOについては、第2章の部分で、表現をどうするかについて引き続きご意見をいただきたいと考えております。

また,市民の定義につきましても,第2章で説明する必要があるとのご意見をいただいておりますが,第1章で説明しておきたいと考えまして,「「市民」とは「市」・「町」・「村」という行政単位の市民ではなく,社会の構成員としての自覚と責任を持つ人という意味で使われています。」としております。現在の計画では,「地域を支える人」としていましたが,「地域に限定しないところで繋がりながら新しい価値を生み出す。」こともあるとのご意見もございましたので,このような表現とさせていただきました。この市民の定義についてもご意見をいただきたいと思います。

3ページの下の分部になりますが、「3宮城県におけるNPOを取り巻く現状と課題」の宮城県のNPOの現状と課題の①現状については、NPO活動実態・意向調査の結果になりますが、ページ数が8ページにおよび、第1章が膨らみすぎることから、資料編に掲載することにいたしました。

4ページに参りまして、②課題の「イ」の部分ですが、わかりづらい点がありましたので、文言を整理いたしまして、「活動上の問題点では「資金不足」、「活動・事業の担い手の不足」、「次期リーダーがいない、育っていない」、「社会的な理解・認知の不足」の順となっています。また、行政からの支援・環境整備で必要なものでは「財政的な支援」が最も多い結果となりました。「資金不足」、「財政的な支援」は財政規模の大小に関わらず主要な課題となっています。」に変更しています。

5ページに参りまして、「宮城県内の中間支援組織・NPO支援施設の現状と課題」の「②課題の部分ですが、「誰」が課題を把握して、その課題解決に向け誰かが一定の役割を果たすといった内容についてはどうかとのご意見がありましたので、「県が運営上の課題を把握し、必要に応じて、その解決に向けて役割を果たしていく必要があります。」としています。

9ページに参りまして、(4)市町村の施策ですが、一番下の行で職員の理解促進の部分を若干変更し、「必要に応じて職員のNPOに対する理解の促進に努めなければなりません。」としています。

12ページに参りまして、「4基本計画の見直しの必要性」になりますが、4段落目の「さらに、平成20年度に実施したNPO活動実態・意向調査からは、」の部分ですが、行政職員のNPOに対する理解の促進を加えました。また、「財政規模が50万円未満のNPOが過半数を占め」と、その下に「この点については、5年前の調査結果と変わらない状況があらわれています。」の部分を削除しています。財政規模が小さいことが大きな問題であるような書きぶりを修正したものでございます。

つづきまして、「5 基本計画の見直しの視点」につきましては、全体的に誰がどうするのかの「主語」 の部分がわかりづらいとのご指摘がありましたので、その部分の修正と文言の修正をしております。

- 「(1) NPOについての理解の促進への取組が必要」は、県が啓発活動などを実施し、行政や社会のNPOに対する理解を促進していくことが必要です。に改めています。
- 「(4) 多様な主体とのパートナーシップの確立に向けた取組が必要」については、多様な主体との連携・協働の部分について文言を整理した点と、 県が多様な主体との連携の実現に向けて取り組んでいく必要があります。 に改めています。
- 「(5) NPOが自立した活動を継続していくための取り組みが必要」については、2 行目「また、活動の問題点では、「資金不足」、「人材に関すること」、「社会的な理解・認知の不足」など、様々な課題を抱えていることが明らかとなりました。」に修正しています。 第1章につきましては、以上でございます。

〇山田会長

はい。ありがとうございました。今、前回御意見いただいたものに対して修正を加えた結果のご報告がありましたが、どうぞご質問ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

前回、NPOの考え方あるいは定義に関わる点、ずいぶん議論になりましたが、整理していただいているようです。

〇今井委員

「市民」の定義に関してですが、3頁ですか、ちょっとわかりづらい点があると思います。「社会の構成員としての自覚と責任を持つ人」、この文章の表現ではわかりづらいと思うのです。私の考えですが、地域の住民とか、地域住民、こちらの方の表現を用いた方がスッキリわかると思いますが、どうでしょうか。

〇西出委員

以前にも同じような議論をして、各委員の方からも詳しく説明があったと思いますが、地域住民という言葉を使うよりも、市民社会を担っていくという意味での市民ということでよろしいかと思います。

〇山田会長

参考文献を出した方がいいでしょうか。

〇大久保委員

もともと記載されていたところが違ってきているなど、整合性がとれなくなっているのかもしれないと思います。今、私が発言することが、非常識かもしれないですが、1章と2章の位置関係としてざぁっと読んでみると非常に違和感を感じています。1章の2と3の間あたりに、2章のNPOの基本的な捉え方というのがあって、次の現状と課題へと流れていくと、非常にわかりやすいのではないでしょうか。ここでは、基本計画が作られていく説明がありながら、NPOの話が出ていて、そして現状と課題を踏まえたあとに、NPOの捉え方ということでNPOとはという話が出てくるという書き方です。しかし、それよりは、ここで捉えているNPOやNPOが期待されている内容が出てきて、それなのに現状はどうか、課題はどうかということが来て、次にその課題に対してこの基本計画でこのように施策が展開されていくんだという流れにした方がいいのではないかということです。1章での現状と課題の解説が長く続きますが、その調査は、既にその前に、NPOというものが捉えられているからこそ、現状

と課題という調査につながっていくような気がするのです。だから、この基本計画におけるNPOの捉え方があった上での範囲での調査だったりしていると思うのです。今日、変更された文言については、私もこれでいいのではないかと思っていますが、並べ方についてどうでしょうか。皆さん、いかがでしょうか。

〇加藤副会長

今,大久保さんがおっしゃった概念でいうと、2章に基本計画におけるNPOの捉え方が来て、次に、古い元の計画のNPOの捉え方で調査をした結果が来るという順番になります。だけど、ここは、新しく見直した結果、再度定義し直すという構成になっていると思うのです。なので、入れ替えるとすると、定義自体に少し変更を要するのではないか思います。その場合、NPOの実態調査からだけ見て、基本計画を変更するというよりも、もう少し社会環境とNPOを取り巻くNPOに対する捉え方が変化したという側面も強く言って、今回定義をするとこうであるという流れ方になるといいかなと思います。

「市民」の捉え方でご提示いただいた話も、1頁目の一番下の段落の教育学術研究機関その他を消してしまいましょうとなったところへもう一度戻りますが、結局、社会的にNPOの範囲や特定非営利活動法人をNPOと呼ぶというような狭い習慣が改められないといけないという状況に変わりつつあるわけですよね。だけど、どうしても促進の対象はそのあたりだということで、二重構造になっているものですから、例えば、その一方でNPOは資金・場所・人材・マネジメント能力の不足というときに、旧来のNPOの側の課題は書いてないわけですよね。

というふうに考えると、例えば、「その一方でこれらの新しく登場してきたNPOは」と但し書きを付けて書けば、これは市民公益活動団体や新しい特定非営利活動法人になられたところを対象に議論はしているというふうに制限できると思います。本当は古いNPOに対する課題も書かないといけないのですが、条例の範囲内なのかどうかという話にまた元に戻ってしまうので、古い元々のNPOである様々な地縁機関から公益法人などの多様な主体との連携があってもいいかなという話もできなくはないと言えます。ちょっと一度消したことを言って申し訳ありませんが、ロジック的にはそういうことかと感じました。

それから、「市民」という言葉と「住民」の話で、前も定義でお話されていましたが、社会教育の分野で言えば、たとえば公民館のように公民という言い方をしています。市民も一般的な地域住民も投票所に行く瞬間には、国民という公共的主体になります。投票権を行使するときには国民という公共的主体になるという点で言えば、一人の人が市町村の住民であると同時に、国民である主権者であったり、地球市民であったりという多様性を抱えているわけです。そして、ここでは、市民公益活動の元になっている「市民」という言葉を使いたいということであって、階層構造上のどこかに固定化されている市民ではないということも言わないといけないかなということなのです。しかし、おっしゃられたように、わかりにくいよねという方はずっといらっしゃるので、もうちょっと説明を書いた方がいいのかなと思います。必ずしも「自覚と責任」を持たない人は市民じゃないのかという議論も当然あって、僕は、正直言うと、そうではない市民定義を自分ではしている人間なので、このままでいいというふうにもなかなか言いにくいところでございます。

〇山田会長

どうしましょうか。3頁の「市民とは」というところに、少し説明を入れるとすると、どうしたらいいですかね。なかなか難しいですね。

〇今井委員

ここで言う市民ということについて、ちょっと注釈的な文言を一行ぐらい入れた方がいいんじゃないかなという気はします。もっとわかりやすいような具体的な…。難しいとは思いますが。

〇山田会長

ここに関しては、もうちょっと誤解のないようにしたいですね。ただ、今この場で、そう簡単には出てこないので、若干検討いただくということでよろしいですか。案を出していただいたて、加藤さんとか、西出先生にも御相談しながら、もう少し、正確にメッセージできるものにしていくということにいたしましょうか。

それから、1頁の一番最後の段落の「その一方で」の次に、「これらの新しく登場してきた」という文言を出していただければ正確ではないかという御意見ですので、その方向でご検討いただければと思います。

それでは、今の2点につきましてはよろしいですか。他は何かありましたらいただきたいと思います。 入り口のところですから、 ちゃんとしないといけませんので。

〇成田委員

蒸し返してしまうようで申し訳ありませんが、県民の方が初めてこれを読んだときを考えながら拝見しておりまして、直していただいたところはいいなと感じておりましたが、NPOの定義づけの位置について、NPOというぼんやりとした名前だけしか聞いたことがないという、まっさらな状態で拝見すると、どうしてここに定義付けが来たのかしらという素朴な疑問があります。1のNPOを取り巻く情勢というのが、1頁の一番上にありますが、わからない人に説明するのであれば、NPOとは市民が自主的自発的に組織した社会貢献活動を行う団体と定義していますなどと、定義付けを明らかにしておく必要はないでしょうか。

〇山田会長

先ほどの大久保さんのお考えとちょっと重なってくるわけですね。先ほど加藤さんにまとめてもらったように、第2章のNPOの捉え方というのは新たなものだということで、ここに、2章として書き改めるということをご了解いただいたとしても、第1章の1のところで、NPOの基本的な定義がさらっとあった方がいいのではないかというご指摘ですね。

〇成田委員

議論していると、新たなNPOとか、その古い形というのは、私はとても勉強になりましたが、それが基本計画として県が出したときに、そこまで伝えるのは非常に難しいのではないかと思います。ですから、簡単な定義付けと新たな視点があるということを書き添えていただければ、新たな基本計画で新たなNPOの議論が展開されるということが理解されやすいのではないかと思います。ただ、これに執着するつもりはないので、わかれば良いというのがお伝えしたかった点でございます。

〇西出委員

私もやはり初めてこれを読む人のことを考えると、NPOなり、市民なりという言葉が出てきた1頁の最初のところで、簡単に後を読めるように脚注という感じで定義して、詳細については第2章をご参照くださいみたいなことを書いておけばいいのかなと思いました。

〇山田会長

我々はこれを何度も読んでいるので、つい慣れてしまうわけですが、今、お二人からお話ありましたように、それから、大久保委員からもお話ありましたので、イントロのところで、NPOの一般的定義があって展開していくという方向でまとめていただければと思います。よろしいですか。

〇加藤副会長

前文がなく、そこから文章が入るということだと、山田先生の提案でいいと思います。

それから、第1章に、「市民が自主的自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」と書いてあるけども、「社会貢献活動」は止めてもらいたい。条例では、第2章の1頁目の一番下にあるように、「継続的に民間非営利活動(営利を目的とせず自発的に行う社会的・公益的な活動)を行う団体」と書いている。「社会的・公益的活動」というのは、社会貢献を目的としなくても起きるので。以前から言っておりますが、自分たち自身が被害者であるとか、あるいは不登校の親の会であるとかというのは社会貢献を目的としているわけではありませんよね。だけど、その活動自体が社会の役に立つという構造であるということで、社会的・公益的活動を起こすのですが、「社会貢献」と言ってしまうとものすごく社会一般の人から言うと、「ボランティアするのね」という以外に理解されにくいほどに、その範囲が狭くなるのです。条例の括弧の中に書いてあることをうまく使っていただいて説明した方が、NPOというものを説明するときに、かつ規模の大きなNPO、制度化されたNPOを説明するときにも、非営利組織としての社会

の役割として説明できるのでいいのではないかと思います。

〇山田会長

今の冒頭の定義に近いところを変えていただくときに、「社会貢献」という言葉には注意をして記述をお願いしたいというところですね。何度も蒸し返すことはとてもいいことだと思いますので、それで質が高まってわかりやすい計画書になると思いますので、遠慮なくお出しいただければと思います。

〇西出委員

第1章のタイトルで、「策定の必要性」とありますが、既に計画というものは策定されているので、今回は、「見直し」を行うということではないかと思います。

〇山田会長

「見直し」と入れた方がいいのではないかという御意見がありましたので、その方向でご検討いただきたいと思います。

〇西出委員

2頁目の新たな制度の導入のところで、公益法人制度が変わったと書いてあるのですが、だからどうなのかという話が書いてないかなと思います。それから、一般社団、一般財団法人ということが書いてありますが、その中から公益社団、公益財団になるという話も加えた方がいいかなと感じました。

〇山田会長

制度が導入されるのでどうなのかというところまで触れるということと、関連して新たな制度の内訳をもう少し書いた方がいいのではないかということですね。これもお願いいたします。

それでは、時間もありますので、第2章の方に参りたいと思います。ご説明お願いします。

② 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第2章について

〇事務局

それでは、第2章についてご説明いたします。資料の2をご覧ください。

「1 NPOのとらえ方」「(1) NPOとは」ですが、まず、広義のNPO、狭義のNPOがどう違うのか整理されたいとのご意見がございましたけれども、広義と狭義を説明する場合には、特定非営利活動法人であるとか、社団法人であるとかの形態の話を起こして行かなくてはいけないのかなというところで、前回の委員会では、特定非営利活動法人あるとかの団体や組織の形態をもって対象とするのではなくて、どのような活動をするかで対象とすべきであるとご意見をいただいておりますので、広義、狭義の部分を今回は削除しております。

続きまして2頁で、この基本計画の対象とするNPOについてです。現在の基本計画では、具体的には特定非営利活動法人や任意の市民活動団体を主な対象としていますが、この二つだけを対象としているわけでもございませんので、「市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」としております。先ほど「社会貢献活動」という文言がございましたけれども、そのように直しております。

ただし、例を示さないと一般の方がイメージ出来ないということもございますので、「市民が自主的・自発的に組織した社会貢献活動を行う団体」として、特定非営利活動法人、任意の市民活動団体などを対象としています。」に、前回のご意見を受けて変更しています。例示としてあげてしまいますと、この2種類の団体だけを基本計画の対象とするような印象を与えてしまうことになり、大変表現が難しいところではございますけれども、このように修正させていただきました。この部分、基本計画の対象とするNPOの定義につきましては、また、先ほどの御議論を踏まえまして、御意見を頂戴したいと思っております。

4ページをお開き願います。「(4) NPOのパートナー」ですが、④地縁団体、⑤公益法人、協同組合等も、活動内容によっては基本計画の対象となるNPOになりますので、一律にパートナーとしてしまいますと、NPOではないことにもなり兼ねないので、この部分では削除しております。

6ページに参りまして、「(5) 社会貢献活動への参加機会の提供主体としてのNPO」ですが、第1

章のところでもご説明いたしましたが、「心の豊かさを求める方向へと変化してきています。」と言い切って良いものかというご意見がございましたことから、修正していますので、この部分につきましても修正しております。

続きまして「(6) NPOを支援するNPO(中間支援組織)」ですが、中間支援組織の機能を例示しておりましたけれども、抽象的にとのご意見がございましたので、修正しております。ただし、具体的な事業内容を明示しないとイメージできないこともあるのではないかということで、いくつか事業として例示しています。

7ページに参りまして、「4NPOの課題や今後望まれること」ですが、前回の促進委員会では、この部分を削除した形で案とさせていただきました。その結果、NPOに必要な「情報公開」と「説明責任」を説明する部分が無くなってしまうといことになってしまいましたので、今回この部分を掲載することで復活させていただきました。

「(1)目的と使命(ミッション)の明確化」、「(2)継続的活動のためのマネジメント能力の向上」、「(3)創造性の発揮」、「(4)説明責任と情報公開」としています。

第2章につきましては、以上でございます。

〇山田会長

はい。ありがとうございました。第1章と深く関連する部分もあると思いますが、いかがでしょうか。 先ほど、加藤さんが言われた社会貢献活動の部分は、条例に基づいてここも修正するということでお 願いします。それ以外はいかがでしょうか。

〇大久保委員

また、さっきの話を蒸し返す形になりますが、2章の第1「NPOのとらえ方」の「NPOとは」という部分ですが、1章の1の(5)の下の「この基本計画の対象とするNPOは第2章で」と書き込まれているところとセットだと思うんですよね。この部分だけでも、1章のどこかに入れてしまうというのはいかがでしょうか。冒頭でもいいですけども。それ以降はNPOの特徴とか、NPOに求められることとか出てきますので。たくさんNPOの話が出てきた後で、「NPOとは」の話が出てくるというのは、やっぱりちょっと遅いと思います。

つまり、ここで、「条例では、NPOを民間非営利活動…」と書いてありますが、そういった条例の下に作られている基本計画でもありますので、NPOのとらえ方は、冒頭で押さえておいた方が、その後の「取り巻く情勢」へと繋がっていくのではないかと思うのです。

〇山田会長

むしろ「情勢」の前に持ってくるぐらいの感じですね。その方向で作業していただくということでよろしいですか。前後のつながりも調整していただいて、それでいいかどうか点検もお願いしたいと思います。

〇西出委員

2頁の2段落目の真ん中の、NPOは、「サービスの提供を非営利で行う団体となることを目指しています」という文章の中の「非営利で行う」という表現について、現行ではそのまま次に「NPOの特徴」として「非営利性」という説明が来ているのでわかるかなと思いますが、今のご発言で、「NPOとは」というところを1章に持ってきて、「非営利で行う」と表現してしまうと誤解が生じるのかなと思います。そこで、「非営利で」という言葉を使わずに、「サービスの提供などを行うことを、ミッションを達成するために活動する団体」ということでどうかなと思いますが、いかがでしょうか。

〇山田会長

2頁目のちょうど真ん中あたりで、「仕組みの構築・サービスの提供を非営利で行う団体」というところの「非営利」というのを、むしろないような表現でした方がよろしいのではないかという提案ですが。

〇加藤委員

不用意に僕らも使ってしまいますが、「サービスの提供を行う非営利組織」ですよね。いつも間違える

のですが、サービスが非営利としてしまうと意味不明になってしまいます。組織の費用分配原則が非営利なのであって、非営利原則の組織という以外にはないですね。そうすると、非営利で行うという書き方自体が誤解の元になってしまう。ここの文書自体を、「サービスの提供を行う非営利組織」にして、「非営利組織については、2頁目以降のところを見てください。」とすればいいのではないでしょうか。実は、条例上の民間非営利活動という言葉もそうなのですが、非営利組織はあっても、非営利活動というのは僕としては使いにくい言葉だといつも言ってきたのですが、サービスが無料だと思われるだけなんですよね。なので、そこで「非営利組織」とスッキリさせた方がいいのではないかと思います。

〇山田会長

「非営利」の位置が悪いということですね。サービスが非営利ではないんだということですね。

〇大久保委員

市民の説明をどこに持ってくるかですが、1章1の(5)で、「基本計画の対象とするNPOは、「市民が自主的・自発的に組織した…」」というところの「市民」を受けて、その後に「市民とは」という文言が入っていることから考えると、「NPOとは」の中の、「市民の参加により多くの力を集め」と書いているところの「市民」を受ける形で、「市民とは」へ繋がると思いますので、1章の1の(5)の後にブルーで書いてある「市民とは」については、「NPOとは」の後ろに持ってくればいいと思います。

〇山田会長

「市民」の定義についても、位置をもう少し前の方に持ってこないといけないということですね。では、そういう調整もお願いします。

〇小林委員

4頁の「(4) NPOのパートナー」と書いてありますが、これが、県のNPOの基本計画であるとすると、ここでいきなりNPOのパートナーというのを、ちょっと押しつけられる感じがします。ここで敢えて書かなくてもいいのでは。むしろ、書くとすれば第3章になるのかもしれないですが、要請として、NPOが活動しやすくするために企業や学術研究機関にどう働きかけるかということがあればいいわけで、ここでいきなりこの文章がなくてもいいと思うのですがいかがでしょうか。

〇山田会長

(4)の書き方ですね。前にも一度ちょっと議論があったような気がしますが、NPOのパートナーとして対象を並べ立てる方法ではなくて、NPOの考え方をむしろ述べた方がいいのではないか、パートナーとしての考え方を述べた方がいいということですよね。

〇小林委員

県がNPO活動を促進するためにやるのだということを、県の側から書いた方がいいわけで、ここで 敢えてNPOの特徴というのを県が捉えたのと並べてNPOのパートナーを書く必要はないのではない かと思います。

〇山田会長

スタンスの問題ですね。ここは少し大幅に文章を整理していただく必要があるかな。まるまるなくていいですか。どうでしょう。後の方で3章の方でも出てくるので、ここは無くてもいいという意見もありますが。

〇今井委員

今の意見ですが、私は(4)のパートナーは具体的に①から④まで明記されていて、一般の方々が見ると非常にわかりやすいと思います。内容も説明してありますから。これはこのまま削る必要は全くないと思います。

〇西出委員

多様な主体とのパートナーシップということがありますので、例えば、3章の2頁の2の方の多様な 主体とのパートナーシップの確立のところに、協働のパートナーということで、今のところを少し入れ るというのも一つの案かなとも思います。

〇山田会長

小林委員と西出委員の考え方からすれば、このNPOの捉え方のところでパートナーを具体的に列記するということではなくて、むしろ3章のところでパートナーシップの話があるので、そこで記述されてはどうかということですよね。

〇大久保委員

ここの部分が、「NPOの特徴」のところに入ってきているんですよね。だから、例えば、NPOに対して期待されることであれば、次の2の(2)の協働のパートナーとしてのNPOに入れることも考えられると思います。そこには、パートナーについて、行政だけしか書かれていませんが、いろんなところとパートナーを組んで社会を変えていくと位置づける方法もあると思います。また、西出さんが言ったように、実際に基本計画の中でこれを盛り込んでいくという方法もあるかと思います。期待されるという位置づけであるならば、この協働のパートナーとしてのNPOのところにそれぞれこんなものがあるよと事例として入れ込むというのも手だと思いますが、その前のNPOの特徴というところに入れ込むよりは、そっちの期待される方に入れた方がいいと思います。

〇山田会長

ということで、このパートナーの対象を明記するような表現については、3章で述べていったらどうかといった御意見が強いようですが、よろしいですか。

〇加藤副会長

今、大久保さんに言っていただいた、2章の2の(2)ですよね。そこにあげているような内容は実は行政のパートナーの話しか書いてないので、期待される社会的役割ということだと、社会の中で企業とパートナーシップを組んだり、多様な支援組織とパートナーシップを組んだりして解決をするということをここで見せると、皆さんおっしゃったようなこともはっきりと例示として一般の方が読んでもわかりやすく、存在自体もアピールできると思います。前の文章はNPOとはということの一部の例示なので、2章の1のNPOのとらえ方の一部としてパートナーという議論が出るのは小林さんの言うようにちょっと違和感があるという感じかなと思います。で、一部政策的に県が何をするのかというお話の部分が出るとすると、3章の方で入れるというふうにちょっと整理していただいた方がいいのではないでしょうか。

〇山田会長

ということで、よろしいでしょうか。では、今のパートナーの扱いについては3章の方でまとめていただくということでお願いしたいと思います。ほかはいかがでしょうか。

〇西出委員

3頁の(3)で特定非営利活動法人の説明が出てくるんですけど、この場所はここでいいのか、それとも1の「NPOとは」の最後の方、NPOの特徴の前のところに移動した方がいいのか、どちらかなという疑問があるんです。4のNPOのパートナーという文章がそのままなくなって、次に社会的役割と可能性と入るときに、その直前が特定非営利活動法人の定義だけだと、NPO法人だけにフォーカスしているように捉えられる可能性はないかなということを少し危惧しております。

〇山田会長

そうですね。そうすると、(1)の後段のところで説明するような形の方がいいのではないかというご 指摘ですね。

よろしければ、先に進ませていただいてよろしいですか。それでは、2章につきましては、以上とさせていただきまして、引き続き3章の方、お願いいたします。

③ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第3章について

〇事務局

第3章についてご説明申し上げます。資料3をご覧ください。

「1基本理念」ですが、基本方針をわかりやすく表現するために、基本方針として明示することにいた しました。

また,こちらはご議論いただきたいことでございますが,第3章及び第4章で説明しています,基本方 針の「1NPO活動の支援・促進」を「1NPO活動の促進」に変更させていただきたいと考えており ます。「支援・」の部分を削除することになりますが、「NPO活動の促進」ということが目的でありま して、支援はNPO活動を促進するための一つの方法ではないかというふうに考えました。この施策の 柱「1NPO活動の支援・促進」の「支援・」を削除させていただき、計画の本文で使用している文中 の「支援・促進」の部分については、その文脈から「支援」が適切なのか、あるいは「促進」が適切な のか判断して、適切な方を使用するということにしたいと思います。資料で申しますと、基本方針とし ての記述の部分に係る,中段の基本方針「1NPO活動の支援・促進」,その下の「(1)NPO活動の 支援・促進」については、基本方針ですので「支援」を削除しています。また、その1行下の文章中「県 では、基本計画に基づき、NPO活動の支援・促進」、この部分につきましては、本文中ではありますが、 基本方針についての記述ですので、「支援」を削除しております。2ページに参りまして、「①NPO活 動の促進体制の整備に関する施策」の「NPO活動の支援・促進のための基盤整備」の文脈から促進が 適当であるので、「支援」を削除しています。「②NPOの自立促進に関する施策」の3行目にあります ように,「個々の団体が抱える課題に即したより効果的な支援・促進を行います。」については,文脈か ら支援が適当と考え、「促進」を削除しています。本文中の支援・促進についてはこのように整理してい きたいとご提案します。

この点につきまして、特に御議論いただきたいと考えております。

1ページに戻りまして、下から5行目の後ろの方ですが、「NPOに対する理解が不足しているといった」の部分で、誰の理解が不足しているのかとのご意見がございましたので、ここでは、「社会のNPOに対する理解」と修正しています。NPOに対する理解の不足は行政の職員にもあてはまるものですが、行政職員の理解不足に関しては、NPOとの協働の部分に記載することとしています。

2ページに参りまして、「②NPOの自立促進に関する施策」でございますが、第1章の「5基本計画の見直しの視点」の「(5)NPOが自立した活動を継続していくための取り組みが必要」の部分で、NPOが抱える課題に即した支援の必要性について説明していますので、それに合わせて、「それぞれの団体の状況に応じた」から「個々の団体が抱える課題に即したより効果的な」に変更しています。また、「NPOが活動する上で必要とする情報の発信」を加えています。

3ページに参りまして、「①NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」ですが、行政職員のNPOに対する理解に関することが無いとのご意見をいただきましたので「行政職員のNPOに対する理解の促進」の部分を加えております。また、「協働への参加機会の拡充」についても加えています。「②NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」ですが、NPOのパートナーの部分で、公益法人を削除しています。パートナーとして企業等と並んだ形で記載しますと、その団体はNPOではないとの印象を与えかねないことから削除したものです。

ただし、「また、公益法人、社会福祉法人、地縁団体、協同組合等が行う活動には、この基本計画の対象といえるものが数多くあり、そのような活動を行う団体は基本計画の対象となるNPOと言えますが、そこまでの活動を行わない団体であっても、地域課題の解決など目的を同じくするとき、連携・協働が可能です。」を今回加えています。なかなか難しい表現になっておりますが、活動内容によって基本計画の対象となるかどうかが決まることからしますと、このような表現になるのではないかと考えたものでございます。

「3施策推進の方向性」の部分についても、基本方針から「支援」を削除することに伴い、「(1) NP O活動の支援・促進」の部分と本文の部分について、「支援・促進」に係る文言を整理しています。

4ページに参りまして、「(2) 多様な主体とのパートナーシップの確立」の「⑤財政悪化と地方分権型 社会への対応」ですが、「財政が悪化しているから、NPOとのパートナーシップを確立して行政改革を するように誤解される」といったご意見や、第1章のところで「財政悪化と地方分権がひとくくりで説 明されることに違和感がある」とのご意見がございましたので、「地方分権型社会への対応」ということで、「地方分権型社会への対応として、行政が独占してきた公共サービスが最適な主体によって提供されるよう、役割分担と連携を進め、NPOとのパートナーシップを確立します。」に整理いたしました。「⑥多様な主体との連携の推進」につきましては、地縁団体、公益法人、協同組合等を削除しています。この部分につきましても、パートナーとして企業等と並んだ形で記載しますと、その団体はNPOではないのではないかとの印象を与えることから削除したものでございます。第3章につきましては、以上でございます。

〇山田会長

ありがとうございました。3章では、事務局の方から支援と促進という言葉を少し整理したいので、このような表現でいかがかという問いがありますので、これについても御意見いただきたいと思います。元々この促進計画を作るときに、促進の概念の中に支援が入っていたかと思いますので、その使い分けをすることはやはり必要かなと思いますので、これについても御意見いただきたいと思います。

〇西出委員

2頁の①のところで、みやぎNPOプラザのことが出てきているのですが、この位置づけというものをわかりやすくするために、右側の旧のところの基本計画に基づき設置したという言葉をそのまま入れた方がわかりやすいのではないかと思いました。また、3頁の難しい表現になりましたというところは、やはり、一度読んだだけでは難しくて、「そのような活動」とか、「そこまでの活動は行わない団体であっても」というような表現がすごくわかりにくいので、もうちょっとわかりやすい表現に工夫できればいいかなと思います。

〇山田会長

確かにまず2頁でNPOプラザといきなり出てくるんですが、旧の方では「基本計画に基づき」としているんですが、ここではそれがないので、あった方がいいのではないかということ、それから、3頁の真ん中の少しもたもたした文章、やっぱり少し整理が必要ではないかということですね。

〇大久保委員

先ほどのパートナーシップのところとも関わってくるんだと思うんですが、まずは行政がNPOとパートナーシップを組むというところが第一点ですよね。その場合の行政というのは、県でもありますし、市町村への働きかけも当然含まれると思いますので、行政とのパートナーシップというのも一つあると思うんです。

それから、その他のパートナーシップというのは、県ではなくて、NPOが組む相手としての企業であったりその他のものであったりするわけですよね。だから、間接的支援になるわけですよね。そこのところが整理されていないので、なんかゴタゴタしているんだなという印象を受けます。

ですから、NPOの理解促進をするために、県として企業に対してはどういうことができるのかとか、その他のNPOのパートナーと想定される相手にどのようなことができるのかという整理をした上で書くともうちょっとスッキリするかなと思いました。

〇山田会長

ここでパートナーシップの話をするわけですが、まずパートナーシップの主体と対象を整理しないと誰がどうだということがわからないので読み難くなっているのではないかということで、まずそこを整理してからスタートしてはどうかということですね。これは是非していただく必要があるかと思います。そして、さっきの問題もここで少し受け止められるかと思います。

〇成田委員

1章で旧の基本計画の見直しについてというところがあって、2・3・4章というのは新基本計画の総論からだんだんブレイクダウンして具体的な施策の話が来て、5章でそれを実現するにはどうするかという流れだと理解しました。でも、表題だけを見ると、3章の基本理念と並んだ時に、もう少し説明があった方が初めて読む方には、全体像が良く見えるのではないかと感じました。例えば、「新」を付け

るかどうかは別にしましても、章立てをどうするかということまで、もしかしたら考えなければいけないのかもしれないかなと、ちょっと枠組みの整理、西出先生がおっしゃったように前回のものとは立ち位置が変わっているので、それをうまく県民に伝えるにはどうしたらいいかということを御議論いただければと思います。

〇山田会長

3章でタイトル「基本理念」と書いてあるけども、何の基本理念なのかというのがちょっとわかりにくいと言えばわかりにくいですね。全体の流れというか、目次構成を見ながら、若干、タイトルに頭を付けた方がいいかもしれないというご指摘ですね。

支援と促進の使い分けというか、表現はスッキリしたようですので、だいたいよろしいですか。

3章は2度目の議論になりますが、支援、促進の言葉遣い、それからパートナーシップの主体と対象についての整理、それからNPOプラザの若干の経緯を示すようなキーワードが入っていた方がいいということ、それから、3頁の真ん中の②のところの表現の整理、それぐらいだったかと思いますが…言い忘れたところがありましたら、後は記録をたどってください。

〇大久保委員

今ちょうど、(2)の②のところですが、対象の話も入っているので、場所がここでいいのかどうか、全体に関わることではないかなと。要するに、一番最初の「NPOとは」の話の中で、この基本計画は主に市民活動とかそういったことが対象だと書かれているけども、別にこういうことも対象となるのですよということを言うのだとすると、ここの場所でいいのでしょうか。全体に関わってくることだとすると、もうちょっと前の方とか、新しく今回の対象とするという書き方のところに入れるとか。ここではないような気がするのですが。

〇山田会長

3頁の真ん中のところが、書き方も再編に伴って検討していただくということになるんですが、パートナーシップの主体と対象の関係を整理することになると思いますので、それとの関係でこの記述自体の位置が再検討されるべきだということですね。そうだと思いますので、よろしくお願いします。

〇小林委員

ちょっとした文言ですが、4頁の下の「行政が独占してきた」という言い方がちょっと強いような気がするんです。意図して独占してきたわけではないと思いますので、「主として行政が担ってきた」というくらいの表現ではいかがですか。これ、私たちが言ったわけではないですよね。県の方が作ってくださったんですよね。

〇山田会長

表現を変えるということですね。3章は一応よろしいですか。

では、西出委員が授業の関係で退席されますので、もし4章5章についてご注文ありましたら、西出 先生、今のうちにお出しいただけるといいと思いますが。

〇西出委員

4頁目の4章の「③人材の交流」とありますが、NPO同士の交流というところに、行政職員との交流という意味合いを含めた方がいいと思います。ただ、場所ですが、こちらか、もしくは同じ4章の6頁目の④の協働しやすい環境作りのところで、全職員のNPOへの理解を促進し、参加機会への拡充を図りますというところがあるのですが、実現が可能かどうかはわかりませんが、事業の一つとして、行政職員の方とNPOの間での人材交流、人事交流のような、他の県や行政でも行われていることなどを導入すると理解が深まるのかなと考えました。

〇山田会長

後で御議論いただきたいと思いますが、行政職員とNPOとの人材交流、人事交流のようなことがどこかで入るべきではないかというご指摘です。

それでは、休憩時間を5分ほど。

(休憩)

〇山田会長

それでは、4章の方のご説明をまずいただきたいと思います。

④ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第4章について

〇事務局

第4章についてご説明いたします。資料4をご覧ください。

基本方針の「NPO活動の支援・促進」の「支援」を削除しています。

1ページの下から2行目ですが、みやぎNPOプラザの「基盤整備機能」の「②相談・コーディネート機能」に「また、NPOの人材育成が進むよう、研修の在り方等についても検討していきます。」を加えています。スタッフの人材育成が進まない事実があり、これはNPO側にも要因はあるのだろうけれども、研修の在り方も工夫していく必要があるのではとのご意見がありましたので、加えています。

2ページに参りまして、市民とNPOとのコーディネートの部分を一部修正しています。また、団塊の世代を中心としたシニア等を対象にNPOに関する講座等を開催します。を加えています。

「③調査研究機能」につきましては、促進を除いています。「調査研究促進機能」ですと、調査研究を自らが実施すると言うよりも、他の団体を含め調査研究の実施を促していくといったような意味合いが強い表現ですので、自らが実施するということで、「促進」を削除しています。

また、内容も、情報の蓄積とそれらの活用方法等を検討する場が必要ではないかとの、ご意見がありましたので、「NPOに関する各種の調査研究を行い、その結果について広く公表していくとともに、成果や情報を蓄積し、その活用方法等について検討する場を設け、地域の課題やNPOを取り巻く課題を発見し、政策提言等につなげます。」に修正しました。

「④地域連携機能」につきましては、タイトルに対して中身がわかりづらいとのご意見をいただきましたので、「地域のNPO支援施設や中間支援組織、地域のNPOとのネットワークを活用し、情報交換や連携、事業の共催をとおして、NPO活動を全県的に促進します。また、NPO支援施設が整備されていない地域においては、NPOの課題解決に向けて、市町村との情報交換や連携に取り組んでいきます。」に全面的に修正しています。

3ページに参りまして、「(NPO主体の運営)」についてですが、NPOやNPO活動に対する支援の在り方なども、運営評議会などで検討していくことが必要ではないかとのご意見がございましたので、「さらに、NPOやNPO活動に対するみやぎNPOプラザの支援の在り方について、検討していくことも必要です。」を加えています。

最後に、今後ともNPOの主体性を尊重した運営を行っていく旨を加えています。

「(2)地域のNPO支援施設の機能の充実と連携」につきましては、内容は地域のNPO支援施設に関しての説明になっていますので、「地域におけるNPOの支援促進」から表題を変更しています。また、これら施設の「運営上の課題を把握し、必要に応じて機能の充実について支援していきます。」に修正しています。

また、基本方針の「NPO活動の支援・促進」から「支援」を削除することに伴い、本文中の「支援・促進」の部分について、見直しています。

「(3)中間支援組織等への支援」につきましては、中間支援組織のほかにも一般のNPOが持つ中間支援機能についても着目すべきではとのご意見がありましたので、「NPOの支援を目的の一部としているNPO」を加えています。これに伴い、中間支援組織を中間支援組織等に修正しています。

4ページに参りまして、「2NPOの自立促進に関する施策」の「(1)NPOへの理解促進」「②特定非営利活動法人の財務情報の公開」につきましては、「決算情報」よりは「財務情報」が一般的であるとのご意見から、訂正しています。

5ページ参りまして,「(5) NPO活動拠点の確保」につきましては,文言を整理しています。

「3NPOと行政とのパートナーシップの推進に関する施策」の「(1)情報公開と政策プロセスへの参加促進」につきましては、ここの内容が参加について説明していることと、参画促進という言葉も聞き慣れないと思い、「参加促進」と変更しています。

- 「①政策プロセスへの参加促進のための情報公開」ですが、何に対する参加促進なのかをわかりやすく するため、「政策プロセスへの参加」を加えています。
- 6頁「(2)協働の推進」「②業務委託の推進」につきましては、「委託業務」を「業務委託」というふうに文言を整理しています。
- 「③協働の質の向上」につきましては、新たに「業務委託については、内容によっては行政からの一方的な委託となる場合もありますが、」を加えています。
- 「④協働しやすい環境づくり」につきましては、「整備」から「活用」に文言を整理したほか、「参加機会の拡充を図ります。」を新たに加えています。
- 「(3) 中間支援組織等との連携」につきましては、全面的に見直しまして「中間支援組織は、NPOと 行政が協働していく場面でのコーディネート、NPOが政策提言していく際の意見調整や自らが政策提 言の主体となるなど、重要な役割を担っています。NPOを支援する主体、そしてNPOと行政の円滑 な結び手ととらえて意見交換を行うなど、連携していきます。」としています。
- 「(4) 市町村への協力・支援」につきましては、具体例をそれぞれ追加しています。「①NPOとのパートナーシップの確立」では、「みやぎNPOプラザでの行政職員を対象としたNPO理解講座の開催等により、NPOに対する理解を促進し、」を加えています。「②情報提供」では、「情報誌によるNPO活動等の情報提供や市町村が実施するNPO活動支援施策等を定期的に調査し、調査結果を提供していきます。」としています。
- 「③地域におけるNPO活動拠点の整備促進」につきましては,「遊休施設活用のガイドラインにより,」を加えています。

「4NPOと多様な主体とのパートナーシップの推進に関する施策」の「(2)企業」につきましては、「企業の社会的責任(CSR)の一環として社会貢献活動を位置づけられ、NPOへの支援や社会貢献活動をともに行うパートナーとして、NPOとの連携や協働を進める企業も増えてきています。」を加えています。

「(4) 公益法人, 地縁団体, 協同組合等」につきましては、その他の団体とし、文章の中で団体名を明示することといたしました。また、内容も「公益法人、社会福祉法人、地縁団体、協同組合等が行う活動には、この基本計画の対象といえるものが数多くあり、そのような活動を行う団体は基本計画の対象となるNPOと言えますが、そこまでの活動を行わない団体であっても、地域課題の解決など目的を同じくするとき、連携・協働が可能です。これらの団体に対しNPOの周知を図るとともに、NPOが連携できる分野を示し、多様なパートナーシップの確立を図ります。」に全面的に見直しています。この部分につきましては、基本計画の対象とするNPOとの兼ね合いで新たに加えていますが、活動の内容に応じて基本計画の対象となることから、このような説明になっています。

つづきまして「資料4-1宮城県民間非営利活動促進基本計画第4章「施策と事業」の実施主体について」でありますが、前回の促進委員会において施策と事業の実施主体がどこになるのか示されたいという要望がございましたので、このようにまとめさせていただきました。

左から基本方針が二つ、施策の柱が基本方針毎に二つとなっています。そして第4章の施策と事業がありまして、その施策等の実施主体を共同参画社会推進課である「共社課」とみやぎNPOプラザである「プラザ」が担当する部分に〇印を記入しております。みやぎNPOプラザが実施主体となっている〇印についても、共同参画社会推進課は設置主体として関わっていきます。

このような形で、施策と事業を推進していきたいと考えております。

第4章につきましては、以上でございます。

〇山田会長

それでは、4章につきまして、ご質問、御意見いただきたいと思います。

〇滝口委員

ちょっと,議論に参加していなかったので,話の蒸し返しになる部分がありましたら,ご容赦いただきたいと思います。

まず、第4章施策と事業の主体は、おそらく県ということになると思います。それで、県の役割としてNPO活動を促進するという視点での施策展開、それから、育成されたNPO活動といろんな公共的な機関、企業等とのパートナーシップという二段階になるのだろうと思います。そのときに、市町村で

は、まだ職員の研修もしなければならないような状況です。この見直しの中で、また市町村との情報交換だけで、次の展開が果たしていけるのだろうかというのが一つ疑問に思います。そのときに、NPOを支援する施設が、実は作りたいと思っても市町村単独ではなかなかできないと。県の役割として、もっと踏み込んで、支援施設の設置について、アドバイスなり資金提供なりは考えられないのかどうかですね。市町村でのNPO活動がまだ偏在的な問題としてありますよね。それをもっともっと育ててゆく、育てていった団体と市町村の行政が連携をしていかないとですね、全体としての民間の基本計画が成り立たないのではないか。仙台市周辺は成り立つのですが、問題は、宮城県全体として、落差があり過ぎる。そこを近づけていく施策がこれだけでいいのだろうかというのが率直な議論です。その点をもう少し議論していかないといけないのかなと思いますがいかがでしょうかという提案でございます。

〇山田会長

この場でも市町村におけるNPOの理解と促進ということが何度か言われましたが、では、具体的に何をというと、まだ不十分ではないかというご指摘もありました。いかがでしょうか。

今の滝口委員の例としては、例えば拠点の整備に関するアドバイスであるとか、資金的なということ もありましたけども、どこまで踏み込めるかというあたりがもう少しないのかという話ですね。

ま、これは、県がということになりますので…。僕ももう少し踏み込んで欲しいなとは前から思っていますが。どうでしょう。県の方から一言。

〇次長

7頁のところをもう少し踏み込んでということでしょうか。一応この中には研修とかハード的な整備 促進は謳ってはいるのですが…。

〇山田会長

活動拠点の整備促進…, そうですね, ③はちょっと弱くないですか。

〇課長

今の御意見頂戴いたしました。県の具体の施策の関係もありますので、改めて検討させていただきたいと思います。

〇滝口委員

市町村の実態で、今回の計画の対象となる範囲とも関わってきますが、仙台以外の地方では、やっと 市民活動が盛んになってきて、自ら地域の課題を解決したいと動き始めているわけです。そのときに、 資金の問題、場所の問題などに直面しているというのが実態です。

そうしたときに、NPO支援センターや大久保さんのところへ相談しながらやっていますが、なかなか施策展開が町としても深掘りされていないという感じがあります。そういう点では、NPO活動を盛んにして地域の課題を解決していくその政策的な行程を示すというような支援というものも考えられないのかなと思うのです。

今、手探りでやっており、市町村の施策としては、芽が育ったところに、場所を貸したり、指導をしたりしますが、それが部分的に留まってしまいます。もっともっと市町村の中にそういう活動を盛んにするにはどうしたらいいかと、自らやっていますが、そこをもう少し県の上の段階から町へのコーディネート力というか、そういうものが具体的にないものなのかなと思っております。

それから、流れの方向としては、地域のコミュニティというものがあります。これは、地縁団体ですが、地縁団体の中にもNPO的な要素の団体を育てて、全体として地域から町を変えていこうという流れになっています。そのときに、町内会や自治会が、今回の対象になっているのかちょっとわかりませんが、その辺に踏み込んでいかないと本来の住みやすい社会に変わっていかない。例えばNPOを育てて、第三セクターとしての社会的役割を担ってですね、企業と行政と第三セクターで町を変えるのですが、やはり地域というところにいかないと本質的に変わらないのではないかなと。その壁にぶちあたっているというのが実状です。そういった意味で、今、柴田町は住民自治によるまちづくり基本条例というのを作っていますけども、そういう自治体に対するまちづくり条例の推進を県の方で指導するというようなことは、今回の計画の範疇に入るのか入らないのか、その辺をちょっと教えていただければと思

います。

〇山田会長

少し具体的なお考えもでましたが、前から私も申し上げていましたように、県で今までいろいろ取り組んでこられたこともありますが、やはり市町村でやっていただかないとなかなか促進できない部分があるので、それがもう少し力が付くような形で促進計画の中に踏み込んであげられないかというのは、私としても希望としてありますので、是非載せていただきたいと思いますが、直接自治体と接していらっしゃる皆さんの中から何かありませんか。

〇大久保委員

滝口委員がおっしゃったことは、そのまま他のところでも同様な状態だと思います。

今回のアンケートの調査結果でも、NPOを理解して欲しいということが市町村の職員の人たちに対しての第一の要望ですよね。でも、ここに書かれているプラザでの行政職員を対象としたNPO理解講座は、年に1回しか開催していないのです。だから、各市町村でいろんな分野に渡って活動しているNPOがあるので、いろんな担当部署の人たちに、話を聞いてもらう必要があるのではないかなと思います。

それを各市町村で予算をとってどなたかを呼んでということになると、現実的には難しいわけですよね。そうすると、来てくださいという話になってしまうのではないかと。

そういう一方的な講義的なものではなく、滝口さんがおっしゃっているのは、おそらく個別のことに対してのサポート役を必要としているということだと思います。これまでやってきたことはどうかと言えば、予算をとって専門家を招いて、加藤さんも多賀城のアドバイザーとかに入ってらっしゃいますけど、そのような形でやっていることが多いのではないかと思うのです。つまりはお金なのかなと。欲しいということは当然だと思いますが、そこに県が予算をどれだけとって、どこまで入っていくかということになるのかなと思います。

現実的には、NPOに期待というよりは、住民自治組織に期待というふうに変わってきている流れは本当だと思います。でも、住民自治の人たちとっても、全員参加型ではない、ある意味、気持ちがある人たちが手を挙げてやっていくということを考えれば、自発的である点など基本は市民活動と同じですよね。やりたくもないのに、住民の全員参加だからやらせられているという話では長く続かないということはわかってきているので、住民組織といえども、その中からやりたいという人たちが出て来て活動しているという活動体に関しては、私は同じだと思っているんです。これまでも私たちもいろいろ相談に乗ったりしていますし、この計画も対象にしていると思います。個別の市町村に対してどこまでできるかということは、施策とともにたぶんお金がかかることだと思うので…、希望していいのでしょうか。この計画で。

〇山田会長

難しいですね…。

〇加藤副会長

そういうところは、山田先生といつも議論をしているところで、今日もそういう話をしていました。 一つはこの担当課自体の仕事の範囲というものがどうしてもおありで、県の地域作りの担当との関係が 出てくるということです。その辺のところでいうと、行政内での他課との協働を推進する体制について もう少し謳ってもいいのではないかなと。別々にやってらっしゃいますけど。

今、実は、岩沼市におじゃまをして、協働の指針づくりという委員会で、いっしょにラウンドテーブルというのをやってみんなで話し合いをして進めていますが、実態として現場で担当者は一人で、なおかつその方は他の男女共同参画もやっているので、死ぬほど大変な状況です。だいたい市町村ではそのくらいの規模でしかできないわけですよ。実務上、ワークショップ等をやるというのは手間が係るわけで。住民参加でやらないと地域は盛り上がらないし、変わらないのですが、やればやるほど大変になるのです。そこに、今、県の地域振興課から職員が3人手伝いに行っています。そういう形で、県はお金を出せないけれど、人は出せますという話を若干やっていらっしゃるので、その辺のところは使い勝手がいいのではないかな。やっぱり指導というよりも実務上入っていただいてサポートができるというこ

とが非常に役に立っています。せっかく県の中でそういう政策があるわけですから、そういう関わり方を他課との連携で、市町村の支援にうまく県の施策を活用するというようなことを是非ここへも謳われたらいいのではないか。

同時に、県とプラザだけ、県のお金でだけやる仕事以外に、中間支援組織との連携をしながら促進することも考えないと。もはや、推進主体自体が県だけではできないのですから。例えば、うちとの連携という話で言えば、うちはうちで単独で民間でやっているわけなので。その辺の連携の謳い方も、単に連携しますというだけでなく、市町村の支援部分でも連携する可能性があると入れていただいた方が、可能性は高まるのではないかな。で、活動拠点の整備について、Mプロジェクトでやった遊休施設活用以外に各市町村で整備をされつつある公設の支援センターとプラザで、今、年2回でしたか、会議を開いていらっしゃるのは?

〇大久保委員

会議ではなくて、研修ですね。

〇加藤副会長

その辺ももう少し連携を。せっかく施設ができつつあるものの活用と、まだなのでどうにかしたいというところの支援みたいなものをなんか結びつけるような。少しこの①から③が、滝口さんが言ったように厚くなった方がいいのではないかなという気がしますが。なんせ予算がないから書けないということは当然あるとは思いますが。今度の知事選では争点にまったくならないみたいなので、是非争点にしていただきたいなと思っているのですが。

〇大久保委員

前々からですが、市町村のレベルにNPO支援をするという時の出先がありません。兼務していると言えば、地域作り団体を担っている地域振興第一班とか第二班とかが地域づくり団体を掌握しているので、そこと連携したりすることが多いのですが、それも縦割りですので、課を通して課に行ってもらって、縦に行くという流れになったりしているわけですよね。逆に言えば、県庁内でそういった連携をして、はっきり市町村の促進をしていくにあたっては担当部署が例えば大河原でしたら、大河原のどこという役割の位置づけをきちっとしていけるようなことを、もっと踏み込んで書き込んでもらいたいと思います。そうしないと、いくら県庁から、あるいはプラザから、仙台市からのサポートということよりも地元で一番どうつながるかということが出てくると思います。なので、地方レベルでの担当部署の明確化、協働、その辺は是非謳っていただきたいと思います。NPO法人の情報公開のための担当部署ということではなく、実際に促進するための担当部署というところを明確にしていただければ、それぞれの市町村でも対応ができる窓口になるわけですので、その辺はできそうな気がするのですが。

〇今井委員

今の話に関係がありますが、世の中大きく変わってきまして、こういうNPOの活動のパートナーの話が出ていますが、やはり生活していて一番身近な団体というと町内会や自治会ですよね。町内会や自治会について、一般社会や地域の見方が相当変わってきまして、いろんな問題はありますけど、どの町内会でも高齢化が非常に大きな問題で、様々な問題が続出してきているのは、どこの自治会、町内会も似たようなものですけど、そこでですね、是非ともお願いしたいのは、7頁のNPOとの多様な主体というところに、企業とかいろいろ書いてありますよね、その(4)のその他の団体という項目なんですが、ここに、自治会や町内会という名目を新たに付け加えたらどうかなという私の考えなんですけども、どうでしょうか。

〇山田会長

地域コミュニティの問題は前から出ておりまして、加藤さんともいっしょに何年間か研究はやってきたわけです。そういった意味では、どういう入れ方をするかという検討は必要かと思いますが、地域コミュニティとの連携、あるいはそういう活動の促進というのは何らかの形で入れていければなと思いますので、ご検討いただければと思います。

〇小林委員

市町村との関係から言いますと、うちの方はNPOがないんですと、よく市町村の職員さんがおっしゃるのですが、必要がないのかもしれませんよね。仙台では、たくさんのニーズがあって行政ではなかなかやれないので自分たちでやっているというところがあって、たくさんのNPOがあるわけですけど、そういう種がないところには必要ないんです。

ところが最近、風潮のように、市民活動やNPOがなくてはとか、あるいは指定管理者制度を導入するにあたってはどうしても受け皿が必要とか、住民の本来の意図と関わりなく行政の都合でそういうものを起こさなければという風潮があるのはちょっと気になるところであるのです。

例えば、私が関係している子育て関係のところで言うと…、施設を作るので、住民の方たちの御意見を聞きたいというので、ワークショップとかに参加しました。それで、皆さん、そういうことも自分たちで関わったら楽しいかもと思ってくれました。ところが蓋を開けてみたら役所の方から、ただのボランティアの要員が必要だっただけというようなことで、自分たちの思いの反映とか、意見とかをうまく吸い上げてもらってないというような状況が割合あるのです。

最終的にはうまく指定管理で安くやってもらえたら万々歳というところもあったりするものですから、その辺が県の方から市町村の担当の方、いろいろな町に関係するあらゆるところがそういう動きになっていますので、そこが一番、今、必要ではないか。そうでないと、住民と行政の溝がますますこのことで深くなっている例もなくはないというふうに見ております。せっかく両方とも市町村の方は住民の意見を汲み取りましょうと思ってやっているし、そうですかと言って参加した方たちもどっちも途中で裏切られたような気持ちになっているようなところがあって、そこがちょっと難しい文言ではありますが、そういうパートナーシップというのをうまく盛り込めるといいなというふうに思っています。

〇成田委員

先ほどから行政の話が出ていますが、その「行政」という表記についてです。これは県が策定するので、当然、県だと思って読むとわかるような気がしないでもないのですが、最初の方ですと市町村も含めた行政とのパートナーシップというイメージがあって、次には、行政というと県のことかな、最後には、市町村が出てくるので、さっきの行政はやっぱり県で、今度の行政は市町村なのかなと…、県民と言いますか、市民と言いますか、一生活者の視点からすると、行政というのが、この基本計画の中ではっきりしない部分があるので一度整理されるといいのかなとお願いしたいしだいです。言葉として、県職員と言っていたり等いろいろありますので、一番わかりやすいのは、県だったら県としていただいた方がありがたいと思いました。

それから、お金の件で県税の優遇措置というのが、5頁に記載されてございます。2行目で特定非営利活動法人の県税の負担を軽減しますと言い切っていますが、実態としましては、収益法人については、県税の措置というのが適用されないと理解しておりまして、基本計画で「します」と言ってしまっていいのかという提案です。例えば、軽減措置を講じるのであれば、収益事業をやっていたときは軽減しないというのがありますが、軽減しますと言ってしまうと、「軽減されてないよ、うちは」というところが出てくるので、これもご検討いただいた方がいいと思いました。

6頁に参りまして、共同の質の向上で、青い線を入れて、青い位置で新しく追加されていたのですが、「一方的な委託となる場合もありますが」というのは敢えて記載しなくてもいいのではと。かえって害を生じてしまうのではないかと思いますので、こちらについても御議論いただきたいなと思います。

7頁の(2)の企業の一番下から三行目で、「NPOとの連携や共同を進める企業も増えてきています」という記載がございますが、ほんとに増えているのかなと。何年度においては何年度と比較すると増えているというような言い方はできるとは思いますが、5年間などの基本計画の期間がある中で、増えてきていると言うのは、厳密なものを求める方にとってはあいまいではないかと思います。協働を進める企業も確かにあることは間違いないとは思っておりますが。以上です。

〇山田会長

そろそろ時間も迫ってまいりましたので、若干整理して先に進みたいと思いますが、どうしてもというのがありましたらどうぞ。よろしいですか。

この章では、もう一度皆さんと御議論したいと思います。成田委員や西出委員からサイクルについてもご指摘があったわけですが、それと、ここでの御議論のポイントは、市町村におけるというか、市町

村への協力支援ということになるかと思いますけれど,市町村におけるNPOの理解,促進というのが,重要だという皆様の御意見だったかと思います。その中でどうしたらいいかというお話もありましたので、それを踏まえて、少し手を入れていただくと。それから、場合によっては委員の皆さんからこういった施策も必要でないかということがもしありましたら、ご連絡いただくということにさせていただきたいと思います。それから、市町村への協力支援と若干関係あるかと思いますけど、地域コミュニティへの視点、それも忘れないようにお願いしたいというところですね。それから、あとは記録に沿って点検を再度いただければと思いますので、よろしくお願いします。

それで、時間も迫って参りましたので、次へ行ってよろしいですか。4章につきましては、具体的な施策に係ることですので、もう一度、次回、意見交換なりができればありがたいなと思っております。 それでは、5章の方、お願いします。

⑤ 宮城県民間非営利活動促進基本計画の第5章について

〇山田会長

この5章は今日初めてご提示があったところですので、今日は簡単なご質問と最小限の御意見だけということで終わらせていただきたいと思いますが、その前にこの5章と先ほど議論いただきました4章につきまして、できれば各委員から期限を区切って、御意見をお出ししていただきたいと思うんですが、そういう扱いでよろしいですか。今日たぶんあまり、時間がないと思いますので、先ほどの4章の一部と5章につきましては、今日の意見交換と資料をご覧いただいて、後日にお願いしたいと思います。

ということで、最小限のご質問等ありましたら、5章につきましていただきたいと思いますが。よろしいですか。これは見ておいていただいて、事務局でフォーマット用意していただきましたよね。前回も。あれと同じような形で御意見をいただくためのメールを送っていただくということにしたいと思いますので是非よろしくお願いします。

それでは、あと報告事項の方に入らせていただきたいと思います。10分ほどしかございませんので、 よろしくお願いします。

〇事務局

報告事項の1番目ですが、「特定非営利活動法人の設立認証の取消しに係る聴聞の実施について」でございます。資料7をご覧願います。

聴聞実施理由でございますが、特定非営利活動法人が事業報告書等を3年以上にわたって提出していないとき、特定非営利活動促進法第43条第1項に基づき、所轄庁は設立の認証を取り消すことが出来るとされています。本県においても該当する法人が発生していることから、設立の認証の取消しを検討しているところでございますが、この設立認証の取消しには法人にとっては、不利益処分となります。不利益処分を行う前段の手続きといたしまして、意見陳述のための聴聞を行わなければならないことから、今回二つの法人について聴聞を行うものです。認証の取消しを前提とした聴聞になりますので、現時点では法人の名称を明らかにすることはできませんが、認証の取り消しをした際にはこの委員会で御報告いたします。

事業報告書の未提出の法人につきましては、毎年、事業報告書提出について促す通知、その後、督促、 2回目の督促、そして併せて、提出しない理由や提出見込みなどについて市民への説明要請をしていま す。都合3回の督促等によっても事業報告書等が提出されないときは、法人の役員の居住地を管轄する 裁判所に過料の通知をしているものです。

今回の二つの法人については、17年度分から19年度分の3年度分について、過料通知まで手続きを行いましたが、事業報告書等が提出されませんでしたことから、認証の取消し、今回の処理を予定しているものでございます。

平成19年4月に、1件の取り消しをしていますが、今回の認証の取り消しを行いますと、今回の2件を足して合計3件になります。また、これからも、こういった法人が少しずつ出て参りますので、今後も発生することが見込まれます。

次に、平成20年度NPOと行政との協働に関する調査結果等といたしまして、平成20年度の調査 結果等についてご説明いたします。

資料8につきましては、「NPOと行政の協働に関する調査結果について」になります。平成20年度

事業に係る県全体の協働結果等をまとめたものになります。

簡単に飛ばしながらご説明しますと、1ページの下の部分になりますが、協働を行っている所属は51の課室でございます。行っていないところは115。115のうち101の所属については、NPOと協働できる事業をそもそも所管していないと答えたところになります。

2ページをお開き願います。協働の形態等については、業務委託が27の所属で42事業、補助・助成等が4事業、業務委託及び補助・助成等以外の形態での協働が29所属で35事業となっております。

次に、資料9をご覧ください。こちらの「NPO活動支援施策等に関する調査結果」につきましては、 平成20年度事業に係る市町村の協働結果等をまとめたものになります。

NPO活動支援等の条例制定については3市、基本方針を定めている市が8市、2ページに参りまして、今後基本方針等策定を予定されているのは、4市町となっております。

4ページをお開き願います。平成20年度の協働実績につきましては、下の方で、7の①ですね。2 1市町村で何らかの協働を行っており、次の頁、②になりますが、15市町村では協働を行っていない という結果になりました。

大変、簡単ではありましたが、報告事項について、説明を終わります。

それから、先ほどの資料6の1というのと、6の2というのを飛ばしましたので。

資料6の1というちょっと厚い冊子になっておりますが、今回ご提示させていただいた内容で、基本計画を作るとこういったスタイルになるという現時点での形でございます。

資料6の2, 1枚ものですが、これは、第1章から第3章、4章と、問題提起からどのように事業につながっていくかといったところが少し明らかにというお話がございましたものですから、このようにまとめさせていただきました。必ずしも1章で取り上げていたところが、1対1で対応してくるというわけにはなかなかなっておりませんが、このような形で事業に結びつけているという資料になっております。以上でございます。

〇山田会長

報告事項2件ございました。あと、資料の補足説明をいただきました。何かご質問ありましたらお出 しいただければと思いますが。よろしいですか。

それでは、今日も大変貴重な御意見ありがとうございました。3章までは、概ねというか、まだ手を入れていただくところはいくつかあるのですが、結果が見えてきたようでありますので、後はフィニッシュを次回にということ、それから4章も基本的にはできあがっているわけですが、一部先ほど申し上げました課題が残っておりますので、ここをもう少し詰めていただければということで。それから、5章につきましては、新たなところでございますので、ご覧いただいて御意見をいただいて、その修正案に対してご検討を次回いただくということにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。今日はどうもありがとうございました。

〇司会

では、4番のその他について、事務局から連絡事項がございます。

〇事務局

次回の開催日時については、FAX及び電子メールで平成21年11月25日9時45分からの予定でお知らせしているところですが、会場は県庁のこの第1会議室とさせていただきたいと思います。正式なご案内につきましては、後日文書をお送りいたします。

本委員会につきましては、1月にも開催を予定しております。2月から3月にかけてパブリックコメントにかける基本計画案を1月には協議いただくということにさしていただきたいと思いますので、その日程調整につきまして、本日お配りさせていただきました、日程調整表によりまして、10月14日までにご回答いただきますようにお願い申し上げます。メールアドレスをお知らせいただいている委員の皆様には本日、メールにて、様式をお送りいたします。以上でございます。

〇滝口委員より

お願いがありますが、柴田町では、今、共同で手作りの図書館を作ろうとしております。この間はチ

ャリティコンサートを開いて、資金を集めて、寄付をいただきましたが、是非、皆様の中で読み終われた本があれば、柴田町に寄贈願いたいと思っております。よろしくお願いします。

〇司会

それでは、以上をもちまして第4回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。大変ありがとうございました。